

## 女性活躍推進法に基づく情報公表

公表日：2023年6月30日

### 【男女の賃金の差異】

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合
全労働者	59.0%
正職員	63.7%
パート・有期職員	57.7%

- 対象期間 : 2022年4月1日から2023年3月31日まで
- 賃金 : 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含む総支給額
- 正職員 : 当生協から他団体への出向者を含む。
- パート・有期職員 : パートタイマー、嘱託を含み、派遣職員を除く。
- 差異についての補足説明 : 「正職員」「パート・有期職員」ともに男性職員数において、賃金水準の高い医師の占める比率が著しく高いため、男女間賃金格差が大きくなっている。(正職員数のうち医師の占める割合は、男性21%、女性2%。パート・有期職員数のうち医師の占める割合は、男性18%、女性0.4%。)

### 【採用した労働者に占める女性労働者の割合】

区分	男性	女性
総合正職	11%	89%
一般正職	40%	60%
臨時	17%	83%
契約	0%	100%
定時	10%	90%

対象期間 : 2022年4月1日から2023年3月31日まで

【男女の平均継続勤務年数の差異】

区分	男性	女性
総合正職	14.02 年	14.99 年
一般正職	10.67 年	13.35 年
臨時	-	14.43 年
契約	5.00 年	14.78 年
定時	16.14 年	16.44 年
嘱託医師	25.70 年	13.00 年

対象 : 期間の定めのない労働者及び契約期間が5年を超える労働者